介護保険制度の申請から認定・サービス利用の流れ

《 相 談 ・ 申 請 の 窓 口 》

・大里広域市町村圏組合介護保険課　・市役所長寿いきがい課　・妻沼行政センター 福祉係
・大里行政センター 市民福祉係　・江南行政センター 市民福祉係

要介護認定申請

●「要介護認定」申請に必要なもの

・「申請書」（窓口にあります。）
・介護保険の保険証（65 歳以上の方）
・健康保険の資格確認書（64 歳以下の方）
・個人番号カードまたは通知カード
・申請（来庁）者の本人確認書類

※申請書には、**主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号**を記入する欄がありますので、申請前に必ず確認してください。

調査

訪問調査

●調査員が自宅・入院先の病院等を訪問し、心身の状況等 74 項目について聞き取り調査を行います（**新規・区分変更申請の調査は、平日の概ね９時３０分～１５時の間に３０分～１時間かけて実施）。**

医師の意見書

●行政側から、主治医に傷病や心身状況に関する意見書の作成を依頼します。また、**「主治医意見書問診票」**を、記入して**主治医に提出**してください（問診票は、熊谷市・深谷市・寄居町の医療機関のみ提出）。

審査

要介護認定を受けない

●「基本チェックリスト」を実施
※チェックリストは、お近くの地域包括支援センターでも実施可能です。

（基本チェックリスト）
「該当」・「非該当」を確認

※この場合の「該当」とは、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」（※①）の対象者に当てはまることを言います。

担当地区の
地域包括支援センターに
●自分で訪問
●地域包括支援センターからの連絡を希望

《要介護認定》※結果は自宅宛に通知でお知らせします。

要介護１・２・３・４・５		要支援１・２		非該当
施設入所希望	在宅介護希望	予防給付希望	（※①）のサービスのみ希望	（※基本チェックリスト「該当」）

施設へ入所申込	居宅介護支援事業所に相談 ケアプランを作成	地域包括支援センターに相談 ケアプランを作成	地域包括支援センターに相談 ケアプランを作成

《介護給付》

施設サービス
特別養護老人ホームなど

●居宅サービス
・訪問介護
・通所介護
・短期入所　など

●地域密着型サービス
・グループホーム
・小規模多機能
など

《予防給付》

●介護予防サービス
・介護予防訪問看護
・介護予防通所リハビリ
など

●地域密着型介護予防サービス
・介護予防小規模多機能
など

《総合事業》

●介護予防・生活支援サービス事業（※①）
・訪問型サービス
・通所型サービス
・その他の生活支援サービス

●一般介護予防事業
（※全ての高齢者が利用可）
・介護予防普及啓発事業
・地域介護予防活動支援事業　など